

占領と日本宗教制度の改革

——戦後日本の世俗化過程の一考察——

中野毅

I、序

「ベラーレは宗教社会学における既存の世俗化論を整理して、世俗化過程を次の三つのレベルに区分した。(1) Laicization of societal institutions, (2) Religious change, (3) Decline in religious involvement である。⁽¹⁾」のうち本稿で問題にあるのは、全体社会レベルでの世俗化(Laicization process)であるが、その過程はシャイナーによると⁽²⁾世俗化の大いの意味の区分の内、「社会の構造的機能的分化」(functional and structural differentiation of society) へ、かつて宗教によって担われていた様々な機

能が世俗的機能に取って代わられる「世俗化の転移」(transposition of secularization)、制度的諸領域の合理化であり、ウェーバーが魔術からの解放と呼んだ過程に等しい「世界の非聖化」(desacralization of the world) の三要素によつて特徴づけられる。

この三要素は相互補完的である。換言すれば、かつて社会全体を覆つっていた緊密で超越的な聖なるコスモスが、制度的に特殊化された合理的で世俗的な近代的イデオロギーに取つて代わられ、宗教は社会全体の正当化の機能を喪失し、社会統制と社会化の第一義的機關ではなくつた。そして社会的分化の結果、宗教は家族や個人

的生活などの私的領域での機能に限定され、国家制度、

政治活動、経済活動などの公的諸領域はますます合理化・世俗化されて行く。とりわけ政治の分野ではこの変化が最も顕著であり、政治的権威は超自然的なものを代表する機関であることを止め、國家権力の正統的権威は宗教的裁可に依存せず、憲法などの法律によるものとなつた。いに合法的支配による世俗国家が出現すると考えられている。

また、この過程は顯在的過程と潜在的過程とに分節でき、社会の機能的構造的分化に伴う価値の妥当性の変化のレベルで定義される過程を潜在的と言ひ、考慮された政策による世俗化の過程を顯在的過程と呼ぶ。後者の典型は二十世紀初頭にフランスの教育や道徳の基礎から宗教を除去(laicisation)しようとしたデュルケムに遡る。明治八(1875)年十一月の教部省による「信教自由の口達」から大日本帝国憲法の成立に至る時期を第一段階とすれば、一九四五(昭和二十)年八月のボツダム宣言の受諾から日本国憲法の成立に至る時期を第二段階とする一段階の変革を通して実現した。しかも占領軍による日本宗教制度の改革という第二段階においては、「国家と宗教の分離」という「厳格な政教分離制度」の導入によって、信教の自由を保障することになった。このように日本の近代化の過程での信教の自由の確立は国家の宗教性の除去、すなわち政策的な世俗化によつて初めて可能になつて考へられてゐる。⁽³⁾ いわゆる政教分離制度が確立して行く

たのである。」の第一段階での政教分離制度の確立過程が、日本における顕在的世俗化の過程である。「」ではまず、「」の段階を歴史的に検討し、その特徴を考察する、「」から始めた。

二、対日占領政策と国家神道の廃止

一九四五年八月十五日、日本政府は連合国とのポツダム宣言を受諾し、無条件降伏した。「」の時以来、一九五一年四月二十八日の講和条約発効による独立の回復まで日本は連合国の管理下におかれた。実質的にはアメリカ合衆国の単独占領と、マッカーサー総司令官の指揮下における連合軍総司令部（SCAP）による間接統治が行われた。」の占領統治政策の原則を定めた基本文書は、有名な「ポツダム宣言」（Potsdam Declaration, 7.26.1945）と、一般に良く知られてくる「降伏後ににおける米国の初期対日方針」（United States Initial Post-Surrender Policy for Japan, 8.29.1945, SWNCC150/4）同年十一月二一日に発せられた。この「降伏後の日本固有の軍政に関する基本指令」（Basic Directive for Post-Surrender Military Gov.

連合軍総司令官は日本政府に国家神道体制への財政的、その他の支援を停止するよう要求しなければならない。
(e) 宗教的信仰の自由は、日本政府によって早急に廃止されなければならない。

」の指令に基づいて、総司令部は様々な指令を次々に発したが、宗教制度に関する指令の第一弾は、一九四五（昭和二十）年十月四日の「政治的、社会的及び宗教的自由に対する制限除去の件」（Memorandum for the Removal of Restrictions on Political, Civil and Religious Liberties, SCAPIN 93）である覚書（こねあむ「人権指令」）であった。」の覚書は、上記ポツダム宣言および初期対口方針に宣言されている思想、宗教、集会、言論の自由ならびに基本的人権の尊重を実現するため、それらの権利に対する制限を設定し又はそれを維持しようとする法令の廃止、適用の停止などを命じてきただので、該当する法令の一つとして、治安維持法とともに宗教団体法が指摘されていた。

といふや、「」の段階までの宗教関係諸指令では、以上で明らかなどうし、「宗教の自由」の実現とその自由を

ernment in Japan Proper, 11.3, 1945, SWNCC52/7, JCS1380/15) の二文書である。⁽⁶⁾

宗教政策は、連合国日本管理政策のうち最も重要な政策の一つであり、戦後日本の宗教制度はこれらの施策によって決定されたといつて過言でない。上記の重要文書において、宗教、信仰に関係する指令は以下の通りであった。

一、ポツダム宣言 (1) 日本政府は日本国民の間に民主主義的傾向を復興し強化する上で全ての障害物を除去しなければならない。言論、宗教、思想の自由は基本的人権の尊重と共に確立されなければならない。

二、初期対日方針 (Part III, 3) 宗教的信仰の自由は占領後直ちに宣言されなければならない。同時に超国家主義的かの軍国主義的組織や運動が、宗教の仮面の背後に隠れる」とは決して許されないと、日本国民に明らかにしなければならない。

三、基本指令 (Part I, 9, Political Activity) (a) 日本の軍国主義的、超国家主義的イデオロギーの宣布及び宣伝は、如何なる形態においても禁止され、完全に抑止される。

制限するものを除去する点」にて「」の明確な言及はあるものの、戦後改革の焦点である「国家神道の廃止」、更に「國家と宗教の完全な分離」すなわち「政教分離の原則」については全く触れられていなかった。それらの点が極めて明確に、かつ衝撃的に指示されるのが、「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する指令」（Memorandum for the Abolition of Governmental Sponsorship, Support, Perpetuation, Control and Dissemination of State Shinto <Kokka Shinto, Jinja Shinto>, AG 000.3 CIE, SCAPIN 448）である「神道指令」である。

」の指令が起草されるに至った直接的契機は、同年十一月七日、アメリカ国務省極東局長ジョン・セント（John Carter Vincent）がラジオの質問に答えた内容の一部が、翌八日「神道は日本の国教として廃止される」（Shintoism Will be Eliminated as Jap State Religion）となるシナリオが発表電によって日本に伝えられたことに始まる。」の報道にはSCAP当局も驚いたといわれており、総司令部は政治顧問アチソン（George Acheson, Jr.）の名で、十

日本務省に問い合わせの電報を打った。それに対し国务院長官バーンズ (James F. Byrnes) は十三日付けで次のように回答してきた。「それら（放送の関連部分）は、S.W.N.C.C 文書 150/4 のパラフレーズである。……神道は、それが日本人個人の一宗教である限り、干渉されることはない。しかしながら、それが日本政府によって指導され、また政府によって上から強制された手段である限り、それは廃止されなければならない。人々は国家神道（National Shinto）を支持するために税を負担しなくてよい、神道は学校において存在する場を失うであろう。国教（a state religion）としての神道、即ち国家神道（National Shinto）は消滅するであろう。」この点についての我々の政策は、神道を超えている。日本の軍国主義的及び超國家主義的イデオロギーの宣布は、如何なる形態であろうと完全に禁止され、日本政府は国家神道体制の財政的その他の支援を停止するよう命ぜられるであろう⁽⁷⁾。

ヴィンセントの放送は、この段階ではアメリカ国民への時事解説であり、S.C.A.P.への指令ではなかったが、ヴィンセントの見解は「基本指令」に基づくものである。

協力を得ながら、作業は進められた。そして、一九四五年（昭和二十）年十二月十五日、戦後日本の宗教制度と宗教界に決定的な影響を及ぼした「神道指令」が発せられたのである⁽⁸⁾。

この指令の目的は、宗教を国家から分離し、宗教を政治的目的への悪用を防止し、均等な機会と保護を受ける資格あるすべての宗教、信仰、信条を全く同じ法的基礎の上におくこと、また、神道のみならず、全ての宗教、信仰、教派、信条あるいは哲学の信奉者が、政府と特別の関係を持ち、軍国主義的、超国家主義的イデオロギーの宣伝宣布を行うことを禁止することにあつた（2-a）。

そのために、国家による神道の後援、支持、保全、管理、布教を禁じ、内務省神祇院等を廃止し、公共的資金による一切の財政的支持の禁止、全部ないし一部公的資金により維持されている教育施設に於ける一切の神道教育、神道儀礼の禁止、公人の神社参拝、その祝典、礼祭への参加禁止、公文書における国家神道的、軍国主義的、國家主義的用語の使用禁止等を命じたのであった。すなわち、直接的には、国家神道の廃止（Abolition of National

Shinto）であり、一般的には、国教の廃止（Disestablishment of state religion）を命じたのである。そして、国家との関係を断つた神社神道が、軍国主義的超国家主義的因素を払拭し、日本人個人の宗教又は哲学で事実上ある限り、全く自発的な私的寄金・資産によって運営され、かつ信奉者が他の宗教と同等の一宗教として存続を望むならば、その様に認められると明示したのである。

三、神道指令の意義

ところで、バンスらが起草した神道指令は必ずしもアメリカ合衆国政府の方針に基づいていはず、主として彼らの創意によるところが大きいと言ふような見解もある。しかし、上述の経過から言つても、またその内容から言つても、基本的にはアメリカ政府の基本政策に則つてゐると言えるべきであろう。この点について少々検討を加えてみたい。この点を考察するには、アメリカの対日戦争政策全般の中に位置づけて検討する必要があると私は考えている。そこで、当時のルーズベルト大統領の発言の中からアメリカ政府の対枢軸国戦略の基本理念

を見て行く」とにする。戦後世界が基礎づけられるべき原則として「四つの自由」を宣言したことで有名な「第七十七議会への年頭教書」（一九四一年一月六日）に始まる諸演説⁽¹⁰⁾を総合すると、アメリカ政府は、ヨーロッパ、アフリカ、アジアにおける戦乱は一つの世界的闘争の各部分であり、その本質は「ファシスト勢力対民主主義勢力」という、思想的にも制度的にも相容れない二陣営の対決であるとの文明闘争史的認識に立つていて、これが対する。従つて、各個別の対枢軸国戦略ではなく、統一的な対枢軸国戦略が考えられなければならず、かつ軍事的な戦略のみでなく、政治的、文化的な諸分野に渡る総合的戦略が必要であるとの認識に立ち、この戦争を通して枢軸国の侵略性の温床を徹底的に破壊すべし、世界が再び侵略戦争の惨禍に見舞われる」とないよう「恒久的な治療を施す」ことを目標を達成するために、「一、完全なる非武装化、二、侵略思想の根絶、三、独裁的政治形態の解体と根絶を共通の目標として掲げたのである。

アメリカ政府は、この段階から軍事的膨張主義の重要な

ことなく閉鎖しうると述べている。しかし実際の施策としては、強制的閉鎖は逆効果を招く恐れもあるので望ましくなく、当該神社における示威行進や集会、儀礼を禁止し、官国弊社の要員は施設の管理に必要な人員以外は解雇され、かつ国家からの給与の支給は停止されるべきである。しかも、これらの神社も個人的信仰の対象としては公開存続を許さるものとする、と勧告している。

国家と宗教の分離という表現は用いられていないものの、信教の自由を日本に於て実現するには、政教分離の概念を念頭に置いて、国家神道の廃止即ち国家が神道に関与することを禁止すべきであると考えていたことを、これらの文書の表現から読み取ることはさほど困難ではない。その意図が、極めて挑発的な形で語られ日本に伝えられたのが、ヴィンセントによるラジオ放送であったのである。

以上のように、ルーズベルト、三省合同委員会（SW NCC）、統合参謀本部、国務省のいずれもが、独裁的政治形態とそれを鼓舞する哲学、その教育を問題としており、それらの構造的解体と根絶は初期から打ち出され

た。事実、これららの原則を考慮にいれながら作成されたアメリカ国務省戦後計画委員会（Post War Committee; PWC）の覚書「日本——信教の自由」（Japan : Freedom of Worship, 3.15.1944, PWC115, CAC117）では、神道を古神道（Ancient Shinto）と極度に好戦的な国家主義儀礼である国家神道（National Shinto）とに区別し、後者は宗教ではなく愛国主義の表現形態であると、日本政府が繰り返し主張しているのであるから、信教の自由の原則を犯す

ていたのである。神道と国家とを切り離す政策も、その基本方針から必然的に導き出される政策と見なすことには不自然ではない。また、個人としての神道信仰と国家神道との明確な区別、前者の存続を許し、後者のみを問題にする点、公的財源による経費の拠出の停止などについても、国務省案以来の方針であった。バンス自身、彼が作成した神道指令の説明文書「担当者研究」（Staff Study）でも、「〔三〕天皇と神道との相互関係が危険なのではない。政治制度の特殊な性格が危険なのである。（四）解決策は、（1）教会と国家を完全に分離すること、（2）日本の憲法と法律の改正を保障すること、である。」（11.3 第一次メモ）、「国家神道の危険は、（1）国家による保証、支援、宣伝、（2）日本政府と神道国家主義者たちが、日本の国土・天皇・日本国民の起源は神聖であるという多少曖昧な神話を利用すること、にある。……（四）解決策として、天皇の地位の保持を認める我々の政策と一致するような、完全な国家と教会の分離を達成すること」（12.3 第三次メモ）と解説しているように、「国家の政治制度と結び付いた神道」を最も危険であると考え、これを徹底的に切り離す

すために「教会と国家を完全に分離する」解決策を考えだしたのである。⁽¹²⁾

従つて、バンスの神道指令の内容は、アメリカ政府の政策と矛盾しているものではなく、その意図の現場への適用として充分に理解できる。しかも、神道指令は、厳しく国家神道の廃絶のみを強調した印象をあたえるヴィンセントの放送内容に比べても、いわゆる国家主義的神社も私的な宗教団体として存続できる方途を明示しており、その点では国務省案の復活と言える性格を持つている。そして、その根拠として信教の自由とすべての宗教の法の前での平等をうたい、それを保障し、かつ宗教が将来ともに政治的に二度と利用されることが無いように政教分離の原則を明確に打ちだしたのである。単に国教としての神道を認めず、国家と神道という特定の宗教との分離ではなく、「教会と国家の完全分離」、換言すれば「宗教一般と国家との分離」、即ち「厳格な政教分離原則」を導入した点はまさにバンスによるところが大きいと言える。バンスの苦心は、確かにここにあったのである。

さて少々余談になるが、神道指令のこの特徴を、ルー

自由と恐怖からの自由とに捧げられた世界のみを受け入れる⁽¹⁴⁾。前述の二つの文明の対決という認識の背後には、このような「民主主義と自由主義を伴う異教徒の文明」という二元論的世界認識があつた。そして言うまでもなく、前者の全面的勝利が目指されていたのである。根絶すべき侵略思想に取つて代わるものは、正にキリスト教とその文化であつた。

このような主張とマッカーサーのキリスト教支援とは一致するものである。バンスが起草した神道指令は、このようなキリスト教化政策という政治目標をも一定の制限の下に置くものであり、かつ戦勝国の宗教で、マッカーサーが日本人の精神的道徳的空白を埋める唯一の宗教であると公言してやまなかつたキリスト教をも、他の宗教と等しい法的基礎の上に置くものであつた。実際、C.I.E.宗教課は少なくとも形式的には全ての宗教に対しても同一の態度を取ろうとし、キリスト教の宣布のために占領軍の人員及び資材を利用してはならないという内部通達を用意していた。さらに課長となつたバンスは、占

ズベルトの主張、更にはマッカーサーの個人的野心の中に置いて考えると、神道指令が果たした当時の状況下における独特の役割の一つが浮かび上がつてくる。それは日本のキリスト教化政策との関係である。マッカーサーの個人的目標の一つがそれであり、そのために宣教師の大規模派遣を本国に求めていたことなどは周知の事実である。しかしその願望は、マッカーサーの純粹に個人的な希望であつたのではなく、多くのアメリカ人が抱いていた考え方でもあつたし、正式な戦略目標として語られていたのである。日米開戦の半年ほど前の一九四一年五月二十七日、ルーズベルトは再び戦後世界の構想に触れ、新しい時代に侵略思想が再び芽生えることがないように「世界を改造」するというアメリカ政府の決意を表明し、続けて次のように述べた。「今日、世界は二つに分割された。人間の隸属と人間の自由とに、また異教徒の野蛮（偶像崇拜者の残忍性）とキリスト教的理想とに。われわれは人間的自由を選択する—それがキリスト教的理想である。われわれは、言論と表現の自由、全ての人が自分自身の方法で神（God）を崇拜する自由、欠乏からの

領軍はキリスト教だけを特別に厚遇する政策を取りうるものではなく、諸宗教を公平に保護するものである旨の声明を出すようにマッカーサーに進言している⁽¹⁵⁾。占領軍のかつてないほどの強大な権力を持つてキリスト教の宣傳が行われることを、この指令と宗教課は抑止する役割を果たしたとも言えるのである。

これらの点を考慮すると、バンスの起草による神道指令は結果として、ルーズベルト、マッカーサーのラインにおける神道への厳しい姿勢やキリスト教化政策と、国務省案の融和の方針との両者を止揚する方策として、「国家と宗教一般との分離」政策を生み出したとも見なすことができる。その意味で、バンスの神道指令は當時としては一種の極めて理想主義的な結論を導き出したとも言えるのである。

四、日本国憲法と政教分離制度の確立

以上のように、占領軍の対日宗教政策は、「信教の自由」「厳格な政教分離」「軍国主義的ないし極端な国家主義的思想の除去」の三大原則に基づいて行われたが、神道

指令が目的の一つとしていた「全ての宗教の法の前での平等」は、まず一九四五年十一月二十八日の「宗教法人令」(Religious Corporations Ordinance)の公布施行によって実現した。この法令制定の直接の契機は、十月四日の「人権指令」(SCAPIN 93)によつて、宗教団体法の廃止を命じられたことであった。しかし、単に廃止してしまえば既存の宗教法人の財産保全の上で法的空白ができるしまうため、その保全上必要な限度において最小限の法的処置をとることとなり、宗教団体法廃止と同時に公布施行したのであった。

宗教法人令は、宗教法人の設立について準則主義を採用し、所定の規則を作成して設立の登記をすれば宗教法人となることができ、所轄庁に対してもは設立届けを出せば足り、その他の監督規定はほとんどなかつた。かくして、宗教団体の信教の自由を阻害する法令はなくなつた。宗教団体法で認可された教団は、神道教派一三、仏教教宗派二八、キリスト教二に抑えられていたが、宗教法人令の施行を契機とした分派独立、新設の届出はめざましく、昭和二十四年末には、教宗派教団数は四三〇に

「(1)信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。(2)何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。(3)国及びその機関は、宗教教育その他如何なる宗教的活動もしてはならない。」と定められ、第八十九条では、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため……これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定められたのである。⁽¹⁷⁾

なお、「信教の自由」という言葉は、旧憲法(第二十八条)にも、新憲法にも、又前述の宗教法人令が後日改正された宗教法人にもあるが、「政教分離」ということは、いずれにも明記されていない。しかし、神道指令に基づいている以上、一般に新憲法は政教分離の原則を採用していると理解されている。そして上記の条文から、その政教分離の原則は次の三つということになる。

- (1)国が宗教団体に特權を与えることの禁止
- (2)宗教団体が政治上の権力を行使することの禁止
- (3)国及びその機関が宗教的活動をするとの禁止

達し、神社、寺院、教会等で所属の宗派等を離脱し、独立の法人となつたものは、一、五四六にのぼつた。
また、神社の国家管理制度、すなわちいわゆる國家神道の廃止を神道指令によつて命じられた政府は、昭和二十一年一月十日神祇院副總裁(飯沼一省)の官國弊社官司に対する通知によつてその廃止を明らかにし、同月三十一日内務省官制を改正して神祇院官制、神社制度調査会官制等を廃止し、二月一日施行した。その他の措置とともに國家神道制度の廃止を行つなかで、神道指令によつて一般の宗教法人としてなら存続する道を示された神社は、昭和二十一年二月一日法人令の一部改正にともなつて宗教法人となつた。同月十四日には、神社の大部分类を傘下に持つ神社本庁が新たに宗教法人として設立された。これにより、神社神道は他の宗教団体と同一の法的基盤の上に再生の道を踏み出したのである。

さらに、ポツダム宣言に始まり神道指令で具体的に命じられた「信教の自由」と「國家と宗教の分離」は、昭和二十一年十一月三日公布され、翌年五月三日施行された「日本国憲法」で成文化された。新憲法の第二十条で、

また、新憲法下における政教分離の原則は、神道指令の「國家と宗教の分離」に基づいて導入されたのであり、「宗教行政は、一は日本国憲法、他は両覚書(人権指令、神道指令)の双方に立脚して行われることになった」「占領下のわが國の宗教に関しては、神道指令と新憲法どが根本規定であった。そして、この二つは、その解釈・運営に於て、たがいに他を補充調整すべき運命にあつた」と考えられている以上、いわゆる絶対的政教分離、厳格な分離原則であると理解すべきものであった。

五、結び——占領改革の結果と意義

占領軍による以上のような宗教制度の改革は、その後の日本社会と宗教に極めて大きな転換をもたらした。何よりもそれは、日本の国家構造と国家の宗教的意味について大転換をもたらしたことである。

明治二十二年二月十一日公布された大日本帝国憲法は、その第二十八条に「日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有す」と定めた。この時をもって、日本に信教の自由が確

立したとする見方もできる。しかし、占領による改革を経た後の日本の国家構造と戦前のそれとは根本的な相違があり、戦前の国家構造を前提とした信教の自由規定は基本的に意味を持たないものであった。帝国憲法下の國家も、立法府たる帝国議会と司法府たる裁判所、行政府たる内閣または国務大臣を置き、国民の権利義務は法律によって定められ、法律によって擁護されるという建前をとっていた。そして「天皇は国の元首にして統治権を総覽し此の憲法の條規に依り之を行ふ」（第一章、第四条）とあるように、天皇を国家元首とする立憲君主制をとつていた。しかしながら、天皇の国家元首たる資格及びその統治権は憲法を権源として発していたのではない。「國家統治の大権は朕我之を祖宗に承けて」（憲法発布勅語）とあるように、国民が付与したものでも憲法によるものでもなく、「万世一系の」繼承された制度カリスマによるものであった。しかも、「第三条 天皇は神聖にして侵すべからず」という、神聖な超越性を付与されていたのである。この宗教的カリスマ繼承者の天皇が体現している実体が「国体」であった。従つて、この様な性格を持つてゐるだけであった。この構造において最も重大な結果を招いたのが、陸海軍の統帥権が議会や内閣を経ずて直接天皇に属していたことであろう。天皇の軍隊といふ大義名分をかざして軍部が独走しうる構造がそこにあつたのである。⁽¹⁹⁾

西洋的伝統における、とりわけ近代的意味における「信教の自由」は、原理的には無条件の自由権である。それは、歴史的に教会が世俗国家を超越した実在性を有していくことや、近代に入つてからは良心の自由という個人主義的人間観に基づいた普遍的理念に発するものと考えられるようになつたためであろう。この様な意味を含意する「信教の自由」は、明治憲法の規定には全くなかつたといえる。超越的な自由権を有していたのは、天皇のみであった。

占領改革によつてもたらされた国家構造は、以上の旧

体制とは大きく異なつてゐる。三権を超越する権限であつた「国体」とその体現者の天皇制が国家構造から取り除かれた。基本的には三権分立が計られ、かつ法源、権源は世俗法である「日本国憲法」になり、日本は初めて近代的な意味での法治国家になつた。国家の宗教性はなくなり、信教の自由は国家を超えた「基本的人権」として確立したのである。この様に、占領改革は日本の伝統的な祭政一致的体制を基礎とした疑似家父長制的な国家構造を解体し、国家の宗教的意味に一大転換をもたらしたものである。

この転換は、歴史上かつてない規模と質をもつて信教の自由を保障し、自由な宗教的空间の大きな広がりを日本社会に生みだした。そして、明治以来の社会経済的近代化にも拘らず、前近代的な文化装置の桎梏のもとで抑圧されていた宗教的要求を解放したのである。それが戦後直後の夥しい数の新宗教の展開である。その中には、その後既成教団を凌ぐ新宗教教団がいくつか出現したことが、解放された自由な宗教的文化的空间の大きさを物語つてゐるといえる。

また本稿では触れなかつたが、占領軍の他の改革の中で宗教制度の改革と相俟つて大きな影響を与えたものは、家族制度と教育の改革である。前者は伝統的な「イエ」制度を弱体化し、天皇を家長とする「家父長制的國家」の社会的基盤を解体した。これによつて、一方では人々を家に纏わる宗教から法的に解放し、他方では近世以来の仏教の寺檀制度や神社神道を支えてきた地域共同体の崩壊をもたらした。また後者は、学校教育を天皇制倫理の宣布教育機能から解放し、自由主義的民主主義的思想の定着をはかるうえで大きな役割を果たした。いずれも、自由な宗教的空間の拡大に貢献したといえよう。

エピローグ

さて、占領軍による改革はこの様な変化を戦後日本社会にもたらしたが、本稿の締めくくりとして、今後の研究課題を示す意味からも、占領後の動向を一部紹介し、そこにある問題をいくつか指摘したいと思う。講和条約の発効とそれに伴う占領の解除という真の意味での戦争状態の終結後、占領改革の評価を巡つて様々な意見

と運動が展開されたが、その中で我々が注目すべき動向の一つは、日本固有の伝統に回帰しようとする主張と運動である。靖国神社の国家護持運動が、その代表的な事例である。

靖国神社が太平洋戦争時の連合国によって国家主義的・軍国主義的な英雄崇拜及び戦闘的国民精神高揚のための国家主義的神社とみなされ、その超国家主義的軍国主義的要素の除去、国家からの完全な分離が占領軍総司令部によって命ぜられたのは既述の通りである。その結果、靖国神社は国家との結び付きを断ち、他の宗教と等しい法的基盤の上に一宗教として存続する道を選んだのである。しかし、講和条約によって独立が回復されるや否や、靖国神社の国家護持を求める動きが現れてくる。昭和二十七年十一月の日本遺族厚生連盟の全国戦没者遺族大会に於て靖国神社の慰靈行事に対する国費支弁を求める決議をしたことが、その出発であった。これを契機に国家護持を求める運動が展開し、自由民主党は党内的遣家族議員連盟の要求を受けて靖国神社法案を国会に提出した。この法案は昭和四十七年まで五回提出されたが、

うまでもない。

この動向が意味するところは、まず第一に、そこで主張されている問題が占領改革の見直しであるという点である。それは、占領改革が孕んでいた歴史の皮肉とも言うべき弱点、すなわちこの改革が戦勝国の占領軍による超法規的な統治によるものであつたことに由来する。上述の動向は、この強権的手段による改革に対する反発である。不幸なことに、序において述べたわが国の信教の自由と政教分離の二段階に及ぶ確立過程のいずれもが、現実には海外からの圧力又は外圧が決定的な力を及ぼした。その点、西洋におけるその過程、換言すればいわゆる顕在的な世俗化が、革命などによる急激な変革によるものであれ、漸進的な改革によるにせよ、同一の西洋キリスト教文化圏に於て、かつその文化の内在的な要素によつて生起した過程である⁽²⁾ということと大きな違いである。

第一に、この事実は、「信教の自由」や「政教分離」という理念が、日本の文化的伝統に於て未成熟な、強いて言えば内在的な契機を持たない理念であつたという議

いすれも廃案になり、その後靖国推進派は法案成立一本槍でなく、天皇及び国家機関員等の公式参拝や外国使節の公式表敬、自衛隊の儀仗参拝の実現を目指すことになる。

この展開の中で最も注目を浴びたのは、一九七五（昭和五十）年八月十五日の終戦記念日における三木首相（当時）の参拝である。それ以前に現役の首相が全く参拝しないなかったわけではないが、終戦記念日に参拝し英靈を慰靈することは、憲法が禁ずる政府の宗教活動の問題に加えて、この戦争をどの様に評価するのかという問題とも関係してくる重大な行為であった。この時三木首相は私人としての参拝を強調したが、後の公式参拝への突破口を開いたことは否定できない。その結果、戦後政治の総決算をその政策の旗印に掲げて登場した中曾根康弘首相が、一九八五（昭和六十）年八月十五日、ついに「内閣総理大臣」として公式参拝を強行したことは周知の通りである⁽²⁰⁾。この公式参拝の強行と、最近の自主憲法制定の主張の再燃、天皇及び皇室の再宣揚、政府による国家意識の強調等が相互に関連しあつた動向であることは言

論と関連する。もちろん、この信教の自由の確立に国民の自由への要求が大きな力となつたことは言うまでもないが、国民からの要求の多くは宗教団体の自治やその活動の自由を主張するに止まり、信教の自由を良心の自由に根ざした普遍的人権として捉える契機は希薄であつたといわれている⁽²¹⁾。これらの理念の確立が日本文化の内在的な契機にどの程度連関性を有していたかは、未だ議論の分かれるところであるが、いずれにせよ、これらの理念と制度が日本の内在的な文化としては未だ充分に定着したとはいはず、そのためには日本固有の伝統に回帰しようとする動きがしばしば表面化するのである。

この定着しない原因として、昨今しばしば指摘されることとは、日本における個人主義原理の未成熟である。日本の近代化が西洋と異なり、個人主義文化の発達と相関しながら進行したのではなく、間人主義、集団主義、共同体原理との相關の中で進展したのであり、従来の世俗化論が日本へ適用しがたいのもその点を見逃しているからだという見解が、最近の日本近代化論や世俗化論の再検討の中で支持されているが、占領軍の宗教政策も、日

本には馴染まない西洋型の個人主義の存在を当然の前提とするものであつたところに問題があつたという指摘も、キタガワなどによつてなされてゐる。伝統的な家制度から解放され、民主主義の原理が導入されても、そのことが即座に西洋型の個人主義・民主主義の創造に結び付いてはいなかつたのである。⁽²⁴⁾

第三の問題は、この動向が日本の本格的な国際化時代の開始と連動している事実である。日本人の最近の日常生活が経済的な面にせよ、政治的、文化的な面にせよ、世界情勢の影響を刻々と受けているだけでなく、その事実を日本人自身が今ほど自覚している時代はなかつたといえる。海外渡航、留学生の急増にも、それは現れている。中曾根政権が一面ではそれを政策的に推進したが、その反面、同時にナショナル・アイデンティティーの確立を強調した。この様な動向が、ロバートソンの主張のように、現代生活の世界化(globalization)に伴うグローバルな人間的条件(grobal human condition)についての新たな意味づけ(世界の聖化)、その反面での社会の個別化(identification of society)とその個別性の強調と理解

に結び付けて考えられるかどうか、興味のあるといふであります。⁽²⁵⁾

第四に指摘しておきたい問題は、靖国神社の公式参拝が三木元首相や中曾根首相といふ政権基盤の弱い政権下で行われたという事実と関連する。つまり、政権基盤の強化と安定のために、靖国神社に象徴される戦前の祭政一致的伝統や天皇制を利用して、支持層の引き付けと政権の宗教的正統化を計つたのである。バーガーによれば、近代的政治制度の内部における宗教の存在はイデオロギー上のレトリックによらず、国家の宗教的正統化はほとんど一掃されてしまうか、たとえ残るにしても社会的現実性を欠いたレトリカルな飾りものにすぎないといふことになる。その様な側面が皆無とは言えないが、少なくとも日本においては、政権の宗教的正統化は一定の政治的効果を未だにあげているといえる。この事実が、日本に固有の宗教的文化的伝統に起因している要素が強いことはもちろんであろうが、それだけではすまない一般的な問題が含まれてゐると考える。それは、近代的国家による政治的支配の正統性は何処からくるかという問題

である。ウェーバーが定式化した「支配の正当化」⁽²⁶⁾ いうモチーフは、支配に内在する重大なパラドクスを表現している。支配の外在的な強制と内在的な正当化といふ、支配それ自体に固有な矛盾である。正当性は自らの内には正当化の根拠を持たず、外に求めなければならない。従つて、支配の装置は強制的権力と、正当化のための権威といつて重裝置から成り立つてゐる⁽²⁷⁾ となる。この兵を考えると、国家は常に支配の正当化のための外なる権威を必要とするが、その権威の源泉として宗教が未だに機能している事例は、世俗化が進んだといわれる日本以外の社会にも多く見受けられるのである。近代国家が宗教に取つて代わる支配の正当性の根拠を未だ充分に発見してゐないとしたら、政治的秩序における世俗化は從来の理論通りには進展してゐないとふういふにならう。

註

- (1) Karel Dobbelaere, *Secularization: A Multi-Dimensional Concept* (*Current Sociology*, Vol. 29, No. 2, 1981), pp. 11-12.
- (2) Larry Shiner, "The Concept of Secularization in Empir-

ical Research", *Journal for the Scientific Study of Religion*, Vol. 6, No. 2, 1967, pp. 212-219. cited in *Ibid.*

(3) Dobbelaere, op. cit., pp. 5-7.

(4) めぐみへく、歐米の研究における世俗化過程について

の多様な理解があり、立場もある。それについて、拙稿「世俗化論再考の諸問題」[東洋学術研究] 第二十五卷一冊、一九八六年、参照。

(5) 赤澤史朗「近代日本の思想運動と宗教統制」校倉書房、一九八五年、一〇五頁以下を参照。

(6) 「れいの文書」および後出の「人権指令」「神道指令」は、Government Section of the Supreme Commander for the Allied Powers (SCAP), *Political Reorientation of Japan*, Greenwood Press Reprint, 1970. に収録される。

(7) CIE Records, Box No. 5059, Sheet No. C-0001

国会図書館現代史史料室(国図現代史と略述)所蔵

(8) 鈴木英一「日本占領と教育改革」勁草書房、一九七八年、四四一四五頁。

(9) この経過については、前掲書七一一七九頁。岸本英夫「嵐の中の神社神道」「バンズ博士と一問一答」、新宗連調査部編『戰後宗教回憶録』新宗教新聞社、一九七八年、一九四一九四頁。

(10) The Annual Message to the Congress, January 6, 1941, in *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, 1940 Volumes, Macmillan, 1941, pp. 653-672.

